



2013 秋 号

発行

和歌山県消費生活センター  
〒640-8319 和歌山市手平2-1-2  
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F  
TEL 073-433-1551

◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇ <http://www.wcac.jp/>

## 地域全体で高齢者を悪質商法から守ろう！！

消費生活センターに寄せられる60歳以上の高齢者層からの相談が年々増加しています。言葉巧みに高齢者に近寄り、不要な商品の購入を強要したり、投資意欲をあおって金銭をだましとるといった手口が数多く寄せられています。

高齢者の消費者トラブルには、①だまされたことに気づきにくい、②被害に遭っても誰にも相談しない、といった特徴があります。

悪質商法の被害を防ぐためには、周囲の人がちょっとした異変に気づき、迅速に相談窓口につなぐことが非常に重要です。

例えば・・・

- ①家族が知らない荷物が届いた
- ②家の中に大量の荷物や段ボールがある
- ③お金に困っている様子がある



こんな状況を見かけたら、優しく声をかけてみましょう！！

## 消費生活サポーターが地域の見守り活動をしています！！

消費生活サポーターとは、地域における消費者啓発の担い手として、消費生活に関する情報を伝達したり、消費者被害に遭わないよう、地域で見守り活動を行っていただいているボランティアの方々のことです。平成25年8月現在で164名を登録しています。

### <主な活動内容>

- 見守り活動・啓発・・・悪質商法の最新の手口等を地域住民に提供し、消費者被害の未然防止・拡大防止のための注意喚起を行う。
- 消費生活相談窓口へのつなぎ・・・見守り活動を通じて、消費者被害に遭った可能性が疑われる場合には、本人に事実を確認し、消費生活相談窓口を紹介する。

和歌山県消費生活サポーター登録証

名 前

交付日

和歌山県消費生活センター

消費生活サポーターとして活動されている方は、名刺サイズの登録証を持っています。

# あなたの家にもリコール製品がありませんか？

平成25年2月8日、長崎市のグループホームで製造業者が10年以上前にリコールを行っていた加湿器が火元とみられる火災が発生し、死傷者が出ました。

リコール製品を使用し続けると火災などの重大事故が発生するおそれがあります。

リコール製品を所有している場合は、まず使用を中止し、交換・点検・修理などの対応方法を確認してください。

リコール製品の情報は、国や関係機関の「リコール情報サイト」をご覧ください。（平成24年度より、リコールに関する情報が、「消費者庁リコール情報サイト」に一元的に集約されています。）



機 関	リコール情報サイト	ア ド レ ス
消費者庁	リコール情報サイト	<a href="http://www.recall.go.jp">http://www.recall.go.jp</a>
経済産業省	製品安全ガイド リコール情報	<a href="http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html">http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html</a>
国土交通省	自動車のリコール・不具合情報	<a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rci/recall.html">http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rci/recall.html</a>
独立行政法人国民生活センター	回収・無償修理等の情報	<a href="http://www.kokusen.go.jp/recall/recall.html">http://www.kokusen.go.jp/recall/recall.html</a>
独立行政法人製品評価技術基盤機構 (nite)	社告・リコール	<a href="http://www.nite.go.jp/jiko/index4.html">http://www.nite.go.jp/jiko/index4.html</a>

## ！ ユーザー登録していますか？

製品を購入した際、ユーザー登録できる場合があります。ユーザー登録をすれば、メーカーから製品に関する情報が入ります。リコール情報についても早く情報を得ることができます。

特に、※**特定保守製品**を購入した場合は、ユーザー登録をしておきましょう。製品に梱包されているハガキやインターネット、電話などの方法で登録することができます。所有者や住所など所有者情報が変わった時も変更の登録をしましょう。所有者登録をすると点検通知やリコール情報などの通知を入手できるようになります。

### ※特定保守製品

屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）、屋内式ガスバーナー付ふろがま（都市ガス用、LPガス用）、石油給湯器、石油ふろがま、密閉燃焼（FF）式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機

## ～ 10月は 和歌山県食育推進月間 ～

県では、「食べて元気、わかやま食育推進プラン（和歌山県食育推進計画）」を策定し、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送るためライフステージに応じた食育の取組を進めています。

詳しくは

[http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/syokuiku1/index\\_1.html](http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/syokuiku1/index_1.html)



和歌山県食育キャラクター  
みかぼう

# 保証期間中でも無償修理できないことがあります！

メーカー保証期間内の修理で、修理代が必要になることがあります。保証書には「取扱説明書などの注意書きに従った使用状況で保証期間内に故障した場合には無料修理する」と記載されています。今回は、修理代などでトラブルになったケースをご紹介します。

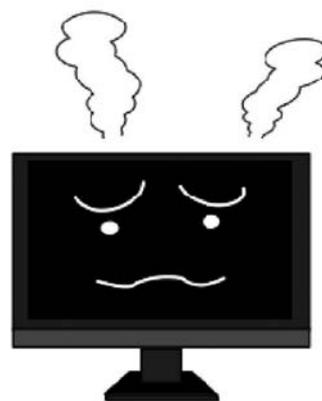
\*メーカー保証の有無や期間、出張修理代などはメーカーによって異なります。保証書を確認しましょう。

## CASE 1 室内で飼っていた猫のいたずらによりテレビが故障。修理代金を請求された。

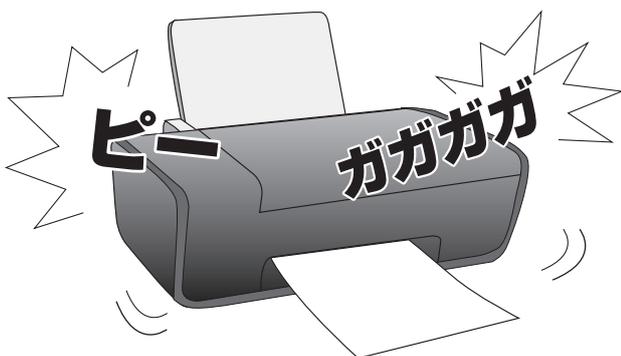
この場合は無料修理の対象外となり、有償での修理となります。その他にもゴキブリが家電製品に侵入し、故障となり有償修理となったケースもあります。

その他、以下の様な場合も有償修理となります！

- 液晶パネルの特性に起因する現象、いわゆるドット抜け
- 使用環境、維持、管理方法に起因して生じた故障や損傷、例えば、ほこり、さび、カビ、虫、小動物の侵入などによる故障
- 水没、落下等の使用上の不注意や、改造、誤接続による故障、損傷
- 接続している他の機器に起因して生じた故障
- 火災、地震、落雷などの天災地変による故障



## CASE 2 保証期間中にプリンターが故障。メーカーに修理を依頼したら、純正品のインクではなく、互換インクを使っていたため、有償修理となった。



指定のインク以外を使うと故障の原因となるケースがあります。説明書を確認しましょう。

## CASE 3 電子レンジが壊れ、修理を依頼したところ、出張費を請求された。

保証書に、製品によっては、保証期間内でも無料修理を受けれない具体例や、出張費や送料などを消費者が費用負担しなければならない例について記載があるので、確認する必要があります。

また、ビデオのヘッド部分やベルト類は消耗品として扱われ、長期間使用した場合には無料保証の対象外となることがあります。



# 和歌山県金融広報委員会からのお知らせ

## 知るぽると

### 子育て世代に送る

参加費無料

### “暮らしの達人！知るぽると講座”のご案内

ライフプランのこと、家計や節約のこと、子育てのこと、消費生活のこと、生活を賢く生きる”暮らしの達人”を目指して、連続講座を受講してみませんか？子どもの一時保育も利用できます。（事前申込要）



【定員】 先着30名（連続受講の方が優先です。空席があれば1回の受講も可能）

【開催場所】 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階 602会議室

【一時保育】 先着15名（1歳から小学2年生まで）事前申込要・無料 10月11日（金）締切

【開催日時】 10月25日から毎週金曜日 全4回 10：00～11：30

#### 【講座内容】

	開催日	テーマ	講師
第1回	10月25日(金)	家計簿から考える 教育費 ～どれだけかかる？どれだけかける？～	金融広報アドバイザー 垣 由起 氏
第2回	11月 1日(金)	子育て世代の生命保険 ～本当に必要な保障を考える～	金融広報アドバイザー 垣 由起 氏
第3回	11月 8日(金)	携帯を持つ前に知っておきたいネットトラブル ～契約からルールとマナーまで～	金融広報アドバイザー 渡辺 富美 氏
第4回	11月15日(金)	親から子へ“生きる力”のプレゼント ～お金の教育はこころの教育～	ファイナンシャルプランナー、お金教育専門家 竹谷 希美子 氏

【申込方法】 電話・ファックス・郵送で、

①参加者氏名 ②住所 ③電話番号 ④一時保育希望の有無を下記まで御連絡ください。

問い合わせ・申込み先 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階  
和歌山県金融広報委員会（和歌山県消費生活センター内）  
TEL 073-426-0298 FAX 073-433-3904

申込様式は、和歌山県金融広報委員会 <http://www.wakayama-kinkoui.jp/> のホームページからもダウンロードできます。

## 一人で悩まないで相談しましょう

消費生活での  
ご相談・お問い合わせは  
お近くの市町村  
消費生活相談窓口か  
県消費生活センターへ  
(相談は無料です)

### 和歌山県消費生活センター

【相談受付時間】 平日午前9時～午後5時  
(土・日・祝日、年末年始は休み)

土・日曜日消費生活相談（電話相談のみ）

【開設時間】 午前10時～午後4時  
TEL 073-433-1551

### 和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2  
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階  
TEL(073)433-1551 FAX(073)433-3904



### 和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号  
県西牟婁総合庁舎内  
TEL(0739)24-0999 FAX(0739)26-7943

